オリンパスのコーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現していきます。この考え方を「Social IN(ソーシャル・イン)」と呼び、すべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。

加えて、当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化を最重要の経営課題の一つに位置づけ、積極的に取り組んでおり、2015年3月に制定されたコーポレートガバナンス・コードについても、その趣旨に賛同し、コードのすべての原則を遵守・実施しています。これらの取り組みを通じて、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに先述の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現を図っていきます。

コーポレートガバナンスポリシー：
https://www.olympus.co.jp/company/governance/policy.html

企業統治の体制

企業統治に関する基本方針

当社では、取締役の半数以上を独立社外取締役とすることで取締役会の監督機能を高めるとともに、取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務めることで業務執行と監督が明確に分離された体制を構築しています。また、任意の指名委員会および報酬委員会を設置し、いずれも過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務めています。

取締役の選任にあたっては、取締役会全体において、経験、知識、能力等における多様性に配慮するとともに、自らの義務と責任を全うするために取締役会に対して十分な時間を確保するよう定めています。

体制の概要

取締役会は11名の取締役で構成し、過半数の6名が社外取締役です。取締役の任期は1年としています。当社は取締役会を原則として毎月1回開催することにより、経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項について承認と業務執行の適切な監督を実施することとしています。取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務めます。社外取締役6名には、取締役会において独立的な立場から意思決定や監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を当社の経営に活かすことを期待しています。なお、取締役会からは、経営執行会議もしくは社長の段階で決定した事項についても報告を要請しており、情報伝達およびモニタリング面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

さらに、執行役員制により、取締役会の経営意思決定および業務執行状況の監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離するとともに、あわせて社長等の在任期間、取締役・執行役員の上限年齢を制定することにより、役員の長期在任による不正を防止する体制を整備しました。なお、当社の取締役の定数は15名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。

任意の委員会の設置

当社は監査役会設置会社の組織形態を採りつつ、任意の委員会として指名委員会および報酬委員会を設置することで指名委員会等設置会社型のガバナンス体制も取り入れる等、積極的に統治機能の充実を図っています。また、コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

ガバナンス体制一覧（2017年6月28日現在）

形態	監査役会設置会社
執行役員制度の採用	有
取締役の人数	11名
うち、社外取締役の人数	6名
取締役の任期	1年
監査役の人数	4名
うち、社外監査役の人数	2名
独立役員の人数	8名
報酬決定における社外取締役の関与	有
取締役会の当期開催回数	23回
業績連動報酬制度	有

コーポレート・ガバナンス体制図

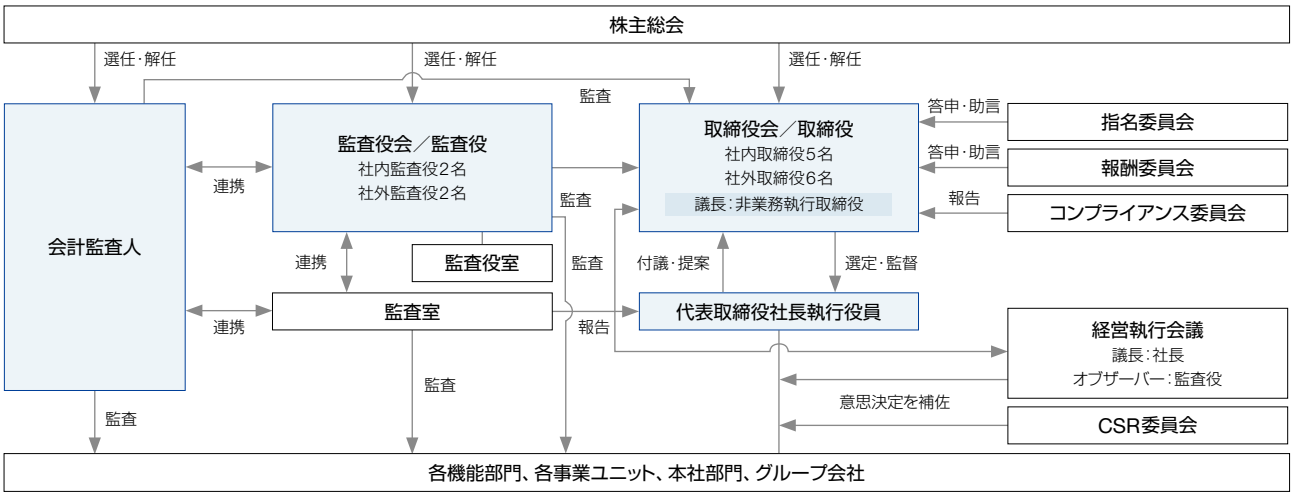

各会議体および委員会の構成

名称	議長／委員長	概要	回数（2017年3月期）
取締役会	非業務執行取締役	経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項について承認と業務執行の適切な監督を行う（原則 月1回開催）	23
監査役会	常勤監査役	取締役の職務執行および当社の経営管理体制を監視・監督するほか、年度監査計画、四半期ごとの決算に関する事項および期末監査報告等について会計監査人と意見交換を実施する（原則 月1回開催）	24
経営執行会議	社長	社長および各機能部門等の長、ならびにオブザーバーとして監査役等が参加し、重要事項についての審議を通じて、社長による意思決定を補佐する（原則 月3回開催）	46
指名委員会	社外取締役	取締役および監査役の選任や人事事項の審議を行う。取締役会が取締役の中から指名した3名以上の委員で構成	11
報酬委員会	社外取締役	取締役の報酬に係る事項等を審議する。取締役会が取締役の中から指名した3名以上の委員で構成	11
コンプライアンス委員会	社外取締役	当社グループの法令遵守および内部統制管理体制に関する重要事項、コンプライアンスに関し取締役会から諮問を受けた事項について検討を行い、その結果を取締役会に報告する	4
CSR委員会	担当役員	CSRに関する計画や施策内容および取り組み状況のチェックと報告、その他委員長が必要と認めた議題について審議を行い、結果をCSR責任者ならびに経営執行会議に報告する（原則 年2回開催）	2

政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証の上、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、上場株式を保有することとしています。毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、中長期的な観点から保有することのリターンとリスク等を踏まえた合理性・必要性について検証し、これを反映した保有のねらいおよび合理性を確認しています。また、政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断することとしています。

社外取締役および社外監査役

当社は、取締役11名のうち過半数の6名を社外取締役とすることで、客観的な視点と豊富な経験や知識を経営に反映し、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。さらに監査役4名のうち2名を社外監査役とし、経営監視の客観性と公正性を高めています。社外取締役および社外監査役は、取締役会において監査室による内部監査に関する報告を受けるほか、社外監査役は監査役会において監査室および会計監査人それぞれから報告等を受けることに加え、監査室および会計監査人と一堂に会して意見交換を行う等の連携を図っています。なお、全社外取締役6名および全社外監査役2名の合計8名を独立役員として指定しています。

社外取締役	選任の理由	取締役会出席状況（23回開催）
蛭田 史郎*	旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	23回／23回
藤田 純孝*	伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	23回／23回
片山 隆之*	帝人株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	17回／18回
神永 晉*	住友精密工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	18回／18回
木川 理二郎*	日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	18回／18回
岩村 哲夫*	本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	2018年3月期より現職

社外監査役	選任の理由	取締役会および監査役会の出席状況	
		取締役会（23回開催）	監査役会（24回開催）
名取 勝也*	サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者および弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営の監査に反映するため	23回／23回	24回／24回
岩﨑 淳*	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営の監査に反映するため	16回／18回	16回／17回

*は独立役員です。

独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。なお、取締役会での判断にあたっては、過半数を社外取締役で構成する指名委員会が予め社外役員の独立性を審査した上で、取締役会に対し意見の陳述および助言を行うこととしています。

コーポレートガバナンス報告書：
https://www.olympus.co.jp/company/governance/policy.html

監査役と監査役会の機能強化

当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、経営への監視機能の強化を図っています。また、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しています。監査役会は取締役会と同じく原則として毎月1回開催することとしています。

監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、取締役や執行役員との定期的な意見交換を実施し、特に代表取締役とは原則年4回の意見交換を実施することとしています。さらに、会計監査人より、年度監査計画、四半期ごとの決算に関する事項および期末監査報告等について定期的な説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施することとしています。

実効性のあるコーポレート・ガバナンスの実現への取り組み

当社は2012年の新経営体制発足以降、コーポレート・ガバナンス体制およびその実効性の強化を最重要の経営課題として取り組みを進めています。

コーポレート・ガバナンス強化への取り組み（変遷）

取締役会の構成	内部統制／コンプライアンス	役員報酬
新体制発足以前 ・取締役：15名（うち社外取締役3名）		
2012/4　新体制発足 ・取締役：11名（うち社外取締役6名）	2012/4 ～ ・チーフコンプライアンスオフィサーの任命 ・社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置 ・内部通報制度「コンプライアンスヘルプライン」を拡充（社外）	2013/6 ・株式報酬型ストックオプション制度導入
2015/6 ・取締役：10名（うち社外取締役5名）	2016/4 ～ ・内部統制統括部の設置	
2016/6 ～現在 ・取締役：11名（うち社外取締役6名）		2017/6 ・譲渡制限付株式および業績連動型株式報酬制度導入

取締役会評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、企業価値向上に資することを目的として、取締役会で取締役会全体の実効性に関する分析および評価を第三者の視点も含めて2015年から毎年実施し、その結果の概要を公表しています。

WEB 取締役会の実効性評価：
https://www.olympus.co.jp/company/governance/board.html

評価の方法

取締役会および各委員会（指名委員会・報酬委員会・コンプライアンス委員会）の実効性や投資家および株主との関係等に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。その回答内容、および外部コンサルタントの意見を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

評価項目および課題とその改善状況

評価項目（質問票の大項目）

1. 取締役会の機能の発揮について
2. 取締役会の構成および運営状況について
3. 重要な委員会について
4. 社外取締役に対する支援体制について
5. 監査役の役割に対する期待について
6. 投資家・株主との関係について

2016年3月期の課題	2017年3月期での改善状況
【取締役会の運営状況】	【取締役会の運営状況】
(1) 取締役会上程議案の見直し	(1) 取締役会規程を見直し、一部の付議事項について執行への権限委譲を実施
(2) 提案／報告資料の改善	(2) 定型フォーマットを作成・使用し、理解しやすく、必要十分な情報が得られる資料を作成
(3) 運営状況の改善	(3) 事前回覧の徹底および事前説明による理解の促進を図るとともに、取締役会当日の説明は要点のみとし、審議時間を十分に確保することで議論を充実化
【社内における多様性の推進】	【社内における多様性の推進】
・外国人執行役員の登用	執行役員に米州および欧州子会社の外国人トップの登用を決定し、グローバルな経営執行体制を強化

2017年3月期の課題

- 議論の活性化：グローバルマネジメントのあり方（取締役会のあり方を含む）等
- 各委員会により広い意見を取り入れる方法の検討

左記を課題として抽出しました。当社取締役会は、過去の改善の取り組みを継続するとともに、これらの課題についてその対応策を立案・実施することで、取締役会の実効性をさらに高めていきます。

役員報酬

役員報酬については、「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針としています。

2017年3月期役員報酬

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	退職慰労金	
取締役（社外取締役除く）	372	267	61	44	—	6
監査役（社外監査役除く）	56	56	—	—	—	2
社外役員	104	104	—	—	—	11

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

2017年6月より新たに株式報酬制度を導入しています。取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、月例報酬、短期インセンティブ制度として賞与、長期インセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬により構成されています。月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当該期の連結営業利益額（その他利益およびその他費用を除く）に基づき総支給額が決定される仕組みをとっています。また、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬および予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当該取締役の月例報酬、賞与とは別枠の報酬として当社の普通株式を交付する仕組みです。当社第149期定時株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬を合わせた報酬上限は年額5億円および15万株であり、このうち82%部分が業績連動型株式報酬に係るものとなります。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬の支給対象としていません。また、監査役の報酬等は、監査役の協議により定めた月例報酬のみを支給しており、賞与、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬は支給対象としていません。

取締役（社外取締役を除く）の種類別報酬割合

報酬の種類			比率		
固定報酬	月例報酬				50%
変動報酬	短期インセンティブ	賞与		25%	50%
	長期インセンティブ	譲渡制限付株式報酬	6%	25%	
		業績連動型株式報酬	19%		
合計					100%

* 報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合

具体的には、下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

取締役賞与の算定方法

1 総支給額 =（2018年3月期連結営業利益（その他利益およびその他費用を除く）− 300億円）× 0.2706%
× （対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 663 ）（1万円未満四捨五入）

2 個別支給額 = 総支給額 ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和 × 役位ポイント（1万円未満四捨五入）

業績連動型株式報酬の算定方法

3事業年度を対象期間とし予め定めた業績指標の対象期間終了時における目標達成度に応じて、0〜150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を交付します。

1 総支給額 =｛（3事業年度当期利益合計額 − 1,295億円）× 0.053715%＋（3事業年度平均売上高成長率 − 3.1%）× 962,419,355円｝
× （対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 663）

2 総支給株数
上記 1 に基づき計算された総支給額を当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値）で除した数です。

3 個別支給株数=総支給株数 ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和× 役位ポイント

役位ごとのポイント

取締役会長	取締役 社長執行役員	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 執行役員
165	210	147	108	90	76

内部統制

当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ コンプライアンス委員会

コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しています。

■ CSR委員会

社長をCSR責任者とし、担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的に開催します。

■ 監査室

社長直轄の監査室を設置し、監査室は内部監査規程に基づき、業務全般に関し法令、定款および各種規程の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社および国内子会社の内部監査を実施します。

当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。

2 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、各種規程を制定し、オリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。

3 当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、オリンパスグループのリスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、当社および子会社担当部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、速やかに対処できる体制としています。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、担当部門は、社長をはじめとする経営執行会議メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき毎月報告を受けます。

2 取締役会は、代表取締役およびその他の業務執行取締役の職務の分担を決定するほか、執行役員の職務の分担について承認します。また、その職務の執行状況について報告を受けます。

3 取締役会は、決裁規程や組織規程等の各種規程により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限について承認します。また、主要な経営組織から職務の執行状況について報告を受けます。

4 当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、グループファイナンス規程を定め、日本、米州、欧州、アジアの地域ごとにキャッシュマネジメントシステムを導入しています。

グローバルでの規程体系整備

グローバルガバナンスおよびマネジメントの観点で、経営品質を持続的に向上していくための規程管理のプラットフォームを構築しました。

情報開示に関する考え方

当社は、法令に基づく適切な開示のほか、意思決定の透明性・公平性の確保と、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、ホームページやアニュアルレポート、株主通信、任意での適時開示等、さまざまな形で主体的な情報発信を行っています。その際、取締役会はすべての情報開示において利用者にとって分かりやすく、価値の高い記載となることを心がけており、また当社の外国人株主比率の高さに配慮して情報開示の大半を英語化する等の対応を実施しています。

株主・ステークホルダーとの対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社長や財務担当役員が中心となって積極的に株主との対話を実施するとともに、IR部門がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見を経営陣幹部にフィードバックする体制を整備しています。

また、株主の権利を確保するために、招集通知の早期発送や情報の充実、英訳版も含めたホームページへの掲載等、外国人株主を含めたすべての株主に対して平等に情報を提供し、権利行使のための十分な情報と検討期間が確保できるよう配慮しています。

IR活動状況

2017年3月期におけるIR活動状況は以下の通りです。

活動	回数	内容
機関投資家・アナリスト向け説明会	4回	決算実績、業績見通しを中心に四半期ごとの決算説明会を開催
ガバナンス説明会	1回	社外取締役によるガバナンス説明会を開催
施設見学会・勉強会	4回	工場・トレーニングセンター等における見学会を実施
海外機関投資家向け説明会	4回	四半期ごとの決算発表日当日に海外の機関投資家と電話会議によるミーティングを実施
海外ロードショー	6回	社長およびCFOが海外の機関投資家を直接訪問し、ミーティングを実施
各証券会社主催のカンファレンス（海外含む）	9回	国内外で開催される証券会社主催のカンファレンスに参加し、ミーティングを実施
個人投資家向け説明会・IRイベント	10回	証券会社支店等において個人投資家向け説明会を開催
機関投資家・アナリストとの個別ミーティング	652回	社長、CFOおよびIR部門で対応したミーティング件数（海外ロードショー、カンファレンスでの実施件数含む）

外部評価

日経アニュアルリポートアウォード

- 2014／2015／2016：「優秀賞」

ISS*：QualityScore

- 2017年7月3日現在：総合評価で1、カテゴリー別でもスコア1（450社中、総合1は6社）

* インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ：日本の上場企業に対して、コーポレート・ガバナンスのレーティングサービスを提供。対象となる日本企業の公開情報に基づいて、その企業のガバナンスリスクを1～10の10段階で評価（最高が1）。

ESGインデックスへの採用状況（2017年7月現在）

- FTSE4Good Index Series
- FTSE Blossom Japan Index
- MS-SRI（モーニングスター社会的責任投資株価指数）

CDP

- 持続可能な経済を実現させる活動を行う国際NGOのCDPにより「気候変動A–」企業として認定されました

コンプライアンス

コンプライアンスの推進

オリンパスグループは、いかなる場面においても、コンプライアンス上の懸念を看過しない組織を整えるとともに、その状況を把握し、さらなる強化に努めています。また、医療事業という人命に関わる製品を提供する企業の責務として、常に高いレベルでの製品安全、品質およびサービス等を保持し、世界各国の法規制を遵守すべく当社独自の規程の整備を行い、周知徹底や教育を実施しています。

コンプライアンス推進体制

オリンパスは、コンプライアンスに関わる責任を明確にすべく、グローバルの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命しています。取締役会の諮問機関として、社外取締役、外部委員およびCCOで構成されたコンプライアンス委員会を設置し、また、グローバルでコンプライアンスに関わる方針や施策の展開、統括地域の状況や課題の把握、必要な是正措置の実施を目的に、各地域統括のコンプライアンス責任者で構成されたグローバルコンプライアンスコミッティを組織しています。これらを原則四半期ごとに開催し、連携することで、コンプライアンスの強化に努めています。

コンプライアンス推進体制図

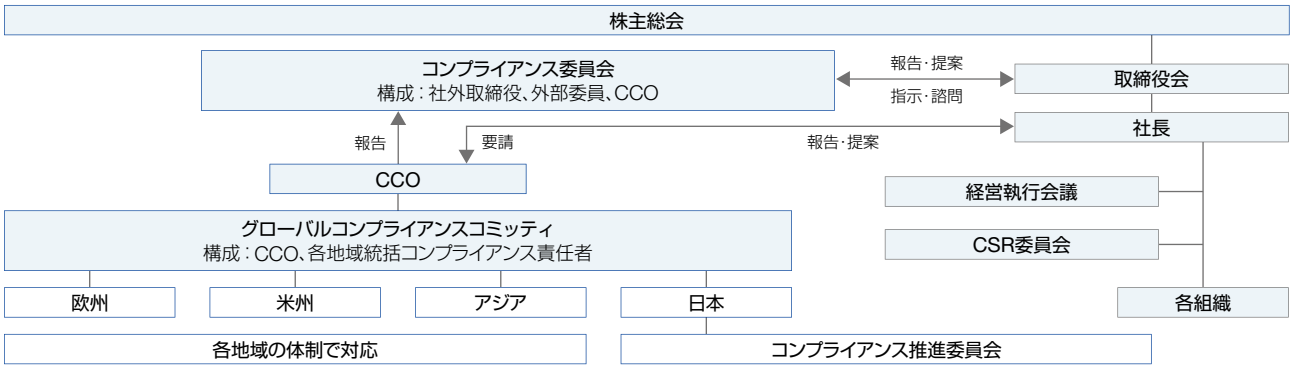

コンプライアンス強化に向けたデータアナリティクス手法の開発と活用

データアナリティクスは、効果的なコンプライアンスプログラムを実践するための基本要素であるという認識のもと、Olympus Corporation of the Americas（OCA）ではコンプライアンス業務にデータアナリティクスを組み込む戦略に着手しています。高リスク群の絞り込みにおいて、OCAのコンプライアンス部門では先進技術の活用を重視しています。戦略全体の要点は、コンプライアンス部門が各事業部門のリーダーシップに洞察を与え、複雑なデータリポジトリについてタイムリーかつ実用的な改善のヒントを提供することです。ダイナミックかつインタラクティブで、説得力のある可視化されたデータベースを開発することで、即時に示唆に富んだ情報を見出すことができます。データアナリティクスは、運用上、コンプライアンスのモニタリングやテスト機能に関連するため、全体的な効果および効率性の向上に役立ちます。データアナリティクス技術の活用により、定期的なテストの実施を自動化・標準化でき、またその結果の深掘りやカバレッジの大幅な向上、継続的なモニタリングの実現が可能となります。現在はOCAがコンプライアンス・データアナリティクスの先駆けとなっていますが、他の地域へも順次、展開していきます。

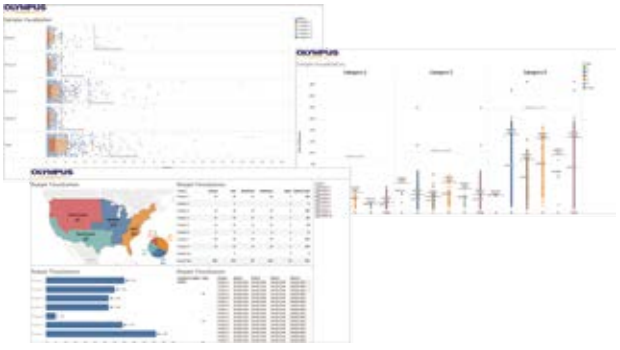

リスクマネジメント

リスクマネジメントの推進

オリンパスグループでは、「リスクマネジメントおよび危機対応規程」に基づき、グローバルなリスクマネジメント体制を構築し、事業リスクの低減に取り組んでいます。

リスクマネジメント

オリンパスグループでは、事業展開上のリスクを網羅的に洗い出し、重要度の高いものについて、優先的にリスク低減の取り組みを行っています。リスク低減活動の進捗状況については、定期的にモニタリングしています。

日本では、トップダウンによるリスクマネジメントを強化するためのコンセプトづくりに着手しました。欧州では改定された品質マネジメントシステムの要求事項に適合した仕組みに刷新しました。また、米州ではリスク管理の実効性を高めるために、推進体制やリスク評価基準を見直しました。さらに、欧米両地域ともにITツールの更新、マニュアルの整備やトレーニングを実施し、管理レベルの向上に努めました。

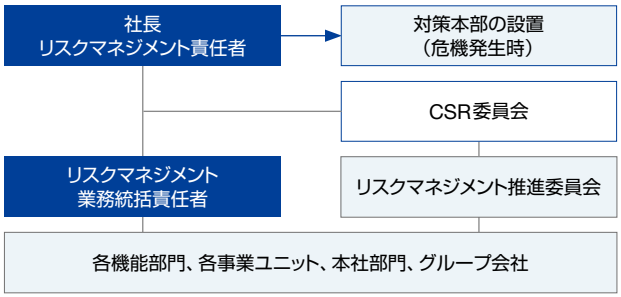

危機管理

危機管理については、インパクトの大きい「大規模地震」や「サイバー攻撃」等を想定した対応プロセスの整備、教育、訓練等を継続的に実施しています。

具体的には、日本では有事の際に初期対応がスムーズにできるよう、経営者と現場が一体となった緊急対応訓練を実施しました。また、2016年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえ、事業継続計画（BCP）のチェックと見直しに着手しました。

また、サイバー攻撃への対応を強化するために、情報セキュリティ月間に合わせ、トップメッセージをグローバルに配信したほか、それぞれの地域単位で役員を含む全員を対象に、標的型攻撃メール訓練や教育等の情報セキュリティのイベントを実施しました。

事業展開上の主なリスク

認識するリスクと影響	リスクの概要
収益確保に影響を及ぼすリスク	■ 販売活動に係るリスク ・医療事業：予測できない変化や許認可が適時に取得できない ・科学事業：各国国家予算の縮小、研究に対するシステム供給の減少 ・映像事業：予想を超える急激な市場縮小 ■ 生産・開発活動に係るリスク ・製品不具合、新製品開発、知的財産権 ■ その他、包括的なリスク
生産活動、生産および供給能力に影響を及ぼすリスク	■ 生産・開発活動に係るリスク ・海外生産：為替変動、国情不安定化、治安悪化 ・調達：供給元に依存している製品・部品の調達制約
業績、財政状態に影響を及ぼすリスク	■ 業務提携および企業買収等に係るリスク ■ 情報の流出に係るリスク ■ 過去の損失計上先送りに係るリスク ■ 内部統制に係るリスク ■ 米国における十二指腸内視鏡に係るリスク
資金調達に影響を及ぼすリスク	■ 資金調達に係るリスク
販売や営業習慣が制限されるリスク	■ 法的規制に係るリスク ・ヘルスケア事業に関連する法解釈や適用指針の変更
事業、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況および株価に影響を及ぼすリスク	■ 法的規制に係るリスク ・公的医療保険や政府による医療費補助の制限 ・米国反キックバック法、米国虚偽請求取締法およびFCPAの違反による、当該違反に対する制裁 ・留保中の過去事案への訴追

WEB 事業等のリスク
https://www.olympus.co.jp/ir/policy/risk.html

CSRマネジメント

CSRへの取り組み

オリンパスグループのCSR活動は、社会からの要請・期待に応え、その義務・責任を果たすことです。

お客さまやお取引先さま、株主・投資家の皆さま、従業員やそのご家族、さらには地域社会*や国際社会*といったステークホルダー（企業活動を行う上で関わる人や組織）との対話を通じ、責任を果たすことによって初めて、オリンパスという企業の存続が認められ、「人々の健康と幸せな生活の実現」に貢献できると考えています。

* 地域社会、国際社会には市民の皆さま、NGO／NPOの皆さま、政府・行政機関・国際機関等を含みます。

WEB CSR活動：
http://www.olympus.co.jp/csr/

CSR概念図

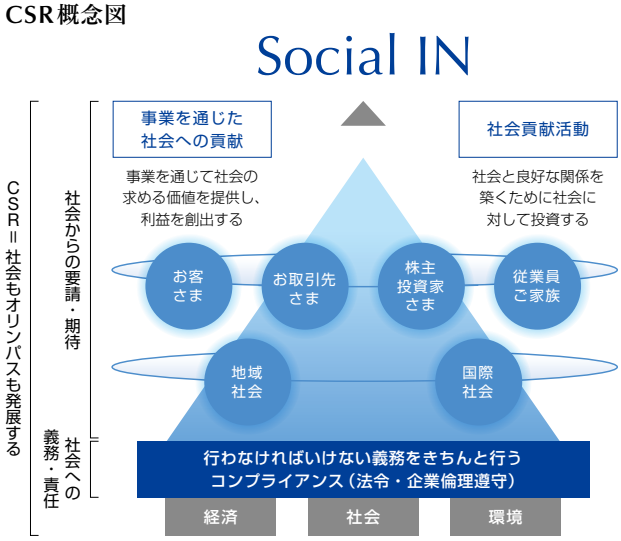

CSR推進体制

オリンパスは、CSRを強化して経営理念である「Social IN」を実現するために、2010年度から「CSR委員会」を設置するとともに、その傘下にCSRに関わる個別活動の計画・推進を担う複数の推進委員会を設けています。

年2回以上開催するCSR委員会は、CSR本部長が委員長を務め、各機能部門の担当者が委員として参加しています。オリンパスでは、同委員会がCSR責任者である社長の意思決定を補佐し、決定事項の推進・進捗を管理することで、グループにおけるCSRの浸透と定着を図っています。

CSR委員会と各推進委員会

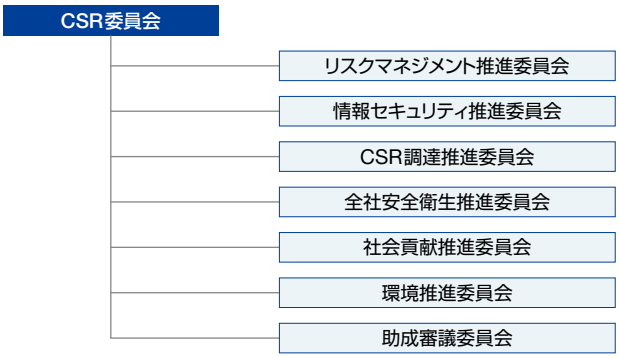

調達活動（サプライチェーン）におけるCSR

調達に関する基本方針

オリンパスグループでは、「医療事業」「科学事業」「映像事業」の3事業における事業継続と持続可能な価値創造を見据えて、サプライチェーンマネジメント（SCM）の強化を図っています。

オリンパスは、2005年に経営理念「Social IN」に基づいて「オリンパスグループ調達方針」を定め、Webサイトや研修を通じて調達における基本姿勢を社内外に示すとともに、法令・社会規範遵守の強化に取り組んでいます。また、サプライヤーさまに対して、人権尊重や反社会的勢力排除等の法令・社会規範の遵守、汚職・賄賂等の禁止、公平・公正な取引の推進、環境への配慮などを盛り込んだ「サプライヤーさまへのお願い」を定めています。

制度および仕組み

経営戦略や調達方針の共有	毎年1回、「調達方針説明会」を開催し、オリンパスグループの経営戦略や調達方針を共有
企業調査	継続的に取引のある国内外の主要なサプライヤーさまを対象に、毎年1回、Webシステムを活用して企業調査を実施

環境マネジメント

環境マネジメントの推進体制

オリンパスでは、事業部門やグループ会社ごとに環境管理部門を設け、全社環境推進部門がグループ全体の環境経営を推進しています。環境活動の進捗は、取締役会および経営執行会議でレビューし、環境目標の達成に取り組んでいます。

また、国内外の主要な生産拠点および物流・販売子会社ではISO14001の認証を取得し、監査等を通じて環境マネジメントシステムを継続的に改善しています。

WEB 環境経営の推進：
https://www.olympus.co.jp/csr/download/pdf/csr_report_2017_56_59.pdf

環境リスクマネジメント

製品に含有される化学物質や、生産拠点の排水、土壌・地下水汚染に関する法規制違反は、操業停止や原状回復費用の発生、企業評価の低下等、当社経営に影響を与える重要な環境リスクです。そのため、法規制対応のための規程類の整備・改訂、環境推進者への教育、現地運用のモニタリング・改善を実施し、環境リスクの低減に取り組んでいます。

また、気候変動を事業活動に影響を与える重大な環境課題と認識し、省エネやCO_2削減規制の情報把握、サプライヤーの多様化による突発的な洪水への対応等の対策を継続的に実施しています。一方、環境リスクを事業機会として捉え、環境に配慮した製品や環境課題の解決に貢献する製品の開発・販売にも積極的に取り組んでいます。

製品の化学物質管理	各国の化学物質規制を踏まえた「オリンパスグループ製品における化学物質管理規程」に従い、製品に環境関連物質が含まれていないことを確認
排水の管理	各事業場において、排水設備の管理者を設置するとともに、各地域の法規制よりも厳しい自主基準を設け、定期的に水質を測定することで、水質の維持を徹底
土壌・地下水汚染の防止	事業場の再開発等に際して、自主的に土壌・地下水を調査。また、行政への報告や協議に基づいた対策を実施

2017年3月期実績

重点テーマ		目標	実績	次年度目標
環境経営の推進	環境ガバナンス体制強化	グローバルでの環境ガバナンス強化	• オリンパスロジテックス（株）とベトナム工場が、ISO14001：2015の認証を取得 • 改正ISO対応監査員教育（210名）	ISO14001：2015に沿った環境マネジメントシステムの運用開始
	法規制対応の徹底	環境法規制対応プロセスの継続的改善	• グローバル公害防止管理規程の制定 • 製品および事業場の関連規程の維持 • 公害防止、化学物質管理、廃棄物管理の教育実施（日本国内41名）	製品および事業場系の環境法規制対応プロセスの継続的改善
製品ライフサイクルにおける環境の取り組み	製品における取り組み	オリンパスエコプロダクツの創出	全事業分野にて新規エコプロダクツ創出（16件、累計572件）	事業特性に応じた環境配慮製品の継続的創出
	事業場における取り組み	エネルギー原単位：2021年3月期目標は7.73%以上改善（対2013年3月期）	• エネルギー原単位：9%改善 • 東北3工場新築建物の環境配慮対策実施（会津、白河、青森）	製造改善、省エネ、自然エネルギー導入等、地域特性に応じたエネルギー原単位改善活動の実施
	環境貢献活動	「水の循環―森・川・海の保護―」のテーマに沿った貢献活動の実施	• グローバル各拠点にて、河川清掃や地域緑化活動等を実施 • 珊瑚植樹、ネイチャースクール（4回）を前期に引き続き実施	環境貢献活動の継続

オリンパスの製品、技術における環境配慮

製品ライフサイクルの各段階（製品開発、調達、生産、物流、使用等）において、さまざまな環境配慮技術が取り入れられています。

医療 ビデオシステムセンター
「OTV-S200/OTV-S300」

製品本体の小型軽量化とランプ長寿命化（LED採用）

科学 システム顕微鏡
「BX53M」

LED光源による消費電力削減、長寿命化

映像 ミラーレス一眼カメラ
「OM-D E-M1 Mark II」

使用時、待機時における消費電力削減

ハンドヘルド蛍光X線分析計「VANTA」

検査対象物の成分元素と含有量を非破壊で測定し、リサイクル材料を簡単に選別。また製品や土壌等に含まれる有害物質を迅速に検出。

工業用ビデオスコープ「IPLEX NX」

明るい照明により、わずかな欠陥をシャープかつクリアな画像で再現。航空機、自動車のエンジン検査や風力発電の検査に使用。

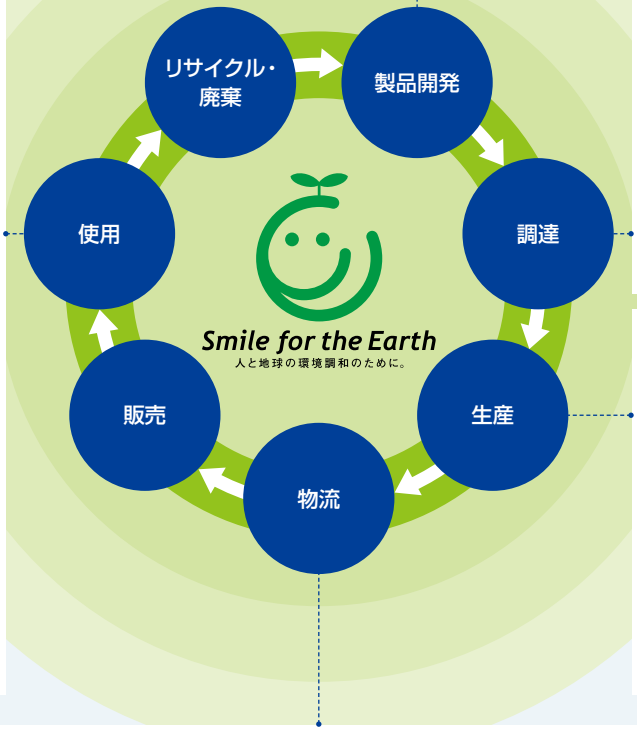

欧州子会社による グリーン電力の購入

欧州子会社では水力、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで発電されたグリーン電力を購入。（画像はグリーン電力証書）

主要拠点における環境配慮

生産拠点等、主要な拠点で省エネや節水設備を導入。また太陽光や地熱等の再生可能エネルギーを積極的に利用。
（画像は会津オリンパス）

科学 リターナブルコンテナ活用による包装資材の廃止

国内向け出荷に関して、折り畳み式のリターナブルコンテナを活用することで、外装箱や緩衝材を廃止し、包装資材の使用量を削減。

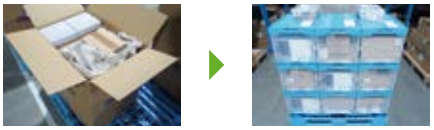

医療 輸送ルートの効率化
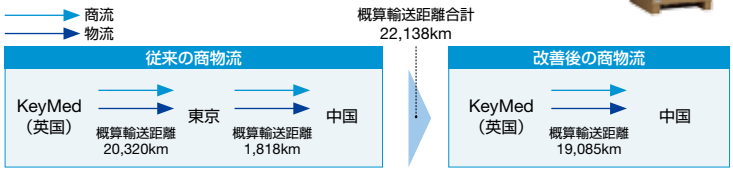
KeyMed製トロリー（内視鏡ユニットを乗せるカート）の上海向け輸送ルートを、東京を経由せず、ロンドンから上海への直送ルートに変更することで輸送距離を約15%短縮し、使用燃料を削減。